広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成十五年広島県規則第六十九号)(抄)新旧対照表

-ジクロロエチレン 一リットルにつき○・二ミリグラム	一・一―ジクロロエチレン	五五	一・一一ジクロロエチレン 一リットルにつき一ミリグラム	一・一一ジクロロエチレン	五五
許容限度	水質関係有害物質の種類	番号	許容限度	水質関係有害物質の種類	番号
	水質関係有害物質の規制基準	水質関		水質関係有害物質の規制基準	水質関係
	八(第二十一条関係)	別表第八		八(第二十一条関係)	別表第八
現行	現		改正案	改正	
(傍線部分は改正部分)					

広島県環境影響評価に関する条例施行規則(平成十一年広島県規則第二十六号)(抄)新旧対照表

	改正案			現行
別表(第三条関係)		別表(第三条関係)	≦)	
事業の種類	事業の要件	事業の種類		事業の要件
一~四 (略) ((略)	一~四 (略)	(略)	
五 条例別表 イ	イ〜ニ (略)	五 条例別表	イ〜ニ (略)) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1
五の項に掲す	出力が五、○○○キロワット以上である風力発電所	五の項に掲		
げる事業の	の設置の工事の事業	げる事業の		
種類	出力が五、〇〇〇キロワット以上である発電設備の	種類		
	新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業			
六~十七((((略)	六~十七	(略)	
略)		略)		

(傍線部分は改正部分)